

令和 5 年

西条市議会第 6 回 1 2 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市



目 次

議案第106号	令和5年度西条市一般会計補正予算（第7回） について . . . . .	別冊
議案第107号	西条市子ども医療費助成条例の一部を改正する 条例について . . . . .	1



議案第107号

西条市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

西条市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

西条市こども医療費助成条例（平成16年西条市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者又はこどもに助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「こども」とは、出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者であって次の各号のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>次のア又はイのいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者を除く。）又は国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者</u></p> <p><u>イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者_____に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において「こども」とは、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者を除く。）又は国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者であって、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、出生の日から15歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にあるものをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</u></p>



る利用者負担額（市町村民税非課税世帯に属するこどもに係る利用者負担額は除く。）は除く。

る利用者負担額（市町村民税非課税世帯に属するこどもに係るものを除く。）は除く。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の西条市こども医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

##### （準備行為）

- 3 こどもの医療費の助成に必要な手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

#### 提案理由

こどもの医療費の助成対象となる期間について、18歳に達する日以後における最初の3月末日まで拡充するため、所要の条例改正を行おうとするものである。